

大阪狭山市生涯学習出前講座実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生涯学習出前講座を実施することにより、市民等の市政に関する理解を深め、学習機会の充実及び意識啓発を図り、もって生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、生涯学習出前講座（以下「出前講座」という。）とは、市民等の団体が主催する学習会等に市職員が講師として出向き、市政に関する説明及び情報の提供並びに専門知識を活かした実習等を行うことをいう。

（対象）

第3条 出前講座を受講することができるものは、市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上の者で構成された団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（内容）

第4条 出前講座の内容は、教育委員会が毎年度調整し、定めるものとする。

2 教育委員会は、出前講座を受講しようとするものの希望により、前項の規定により定めた内容以外の出前講座を行うことができる。

（講師）

第5条 出前講座を行う講師は、原則として課長級以上の市職員とする。ただし、内容が専門的な場合は、この限りでない。

（開催時間及び場所）

第6条 出前講座の開催時間は、大阪狭山市の休日に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第23号）第2条第1項に規定する市の休日（講師となる市職員の勤務を要しない日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）第4条第1項の規定により任命権者が別に定める日をいう。）が市の休日以外の日である場合は、当該職員の勤務を要しない日）以外の日の午前10時から午後9時までのうち1時間30分以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

(受講の申込み等)

第7条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体が主催する学習会等を開催しようとする日の3週間前までに、大阪狭山市生涯学習出前講座受講申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る施設及び設備（備品を含む。）の使用並びに出前講座の運営については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(受講の決定)

第8条 教育委員会は、前条第1項の申込みがあった場合において、内容、日時等について当該出前講座の担当グループと調整を図り、出前講座の受講の決定（以下「受講決定」という。）をしたときは、大阪狭山市生涯学習出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による受講決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(変更等の届出)

第9条 前条第1項の規定により出前講座の受講決定を受けた者（以下「受講決定者」という。）は、開催日時、場所その他申込みの内容に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに大阪狭山市生涯学習出前講座受講変更・取消届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(受講決定の取消し)

第10条 教育委員会は、団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講決定を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的とした集会等を行うおそれのあるとき。

(4) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(5) その他教育委員会が不適当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により出前講座の受講決定を取り消したときは、大阪狭山市生涯学習出前講座受講決定取消通知書（様式第4号）により受講決定者に通知するものとする。

（講師料）

第11条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、教材等を使用する場合については、その実費を徴収することができる。

（報告書）

第12条 受講決定者は、当該出前講座を受講した日から2週間以内に大阪狭山市生涯学習出前講座受講報告書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（庶務）

第13条 出前講座に関する庶務は、教育部において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

様式第1号（第7条関係）

年度 整理番号

大阪狭山市生涯学習出前講座受講申込書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市教育委員会

団体（グループ）名

郵便番号

代表者

住 所

氏 名

連絡先 自宅（ ） —

その他（ ） —

大阪狭山市生涯学習出前講座実施要綱第7条の規定により、生涯学習出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

講 座 名	番 号	講 座 名
日 時	第1希望	年 月 日（ ）
		午前 時 分～ 午後 時 分
	第2希望	年 月 日（ ）
		午前 時 分～ 午後 時 分
	第3希望	年 月 日（ ）
		午前 時 分～ 午後 時 分
会 場	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
参 加 予 定 人 数		
備 考		

（注意）次のいずれかに該当する場合は、受講することができません。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- （2） 特定の政党や宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれのあるとき。
- （3） 営利を目的とした集会等を行うおそれのあるとき。
- （4） 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。
- （5） その他教育委員会が不適当と認めるとき。

様式第2号（第8条関係）

年度 整理番号

大阪狭山市生涯学習出前講座受講決定通知書

大狭 第 号
年 月 日

団体（グループ）名

代表者 様

大阪狭山市教育委員会



年 月 日付で申し込みのありました生涯学習出前講座の受講について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

講 座 名			
日 時	年 月 日 ()		
	午前 午後	時 分～	午前 午後 時 分
会 場 名			
講 師 (予 定)	所 属		
	職名・氏名		
	連 絡 先		
	電 話 番 号	内線	
実施の条件等			
備 考			

（注意）次のいずれかに該当する場合は、受講決定を取り消すことがあります。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党や宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的とした集会等を行うおそれのあるとき。
- (4) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。
- (5) その他教育委員会が不適当と認めるとき。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年度 整理番号

大阪狭山市生涯学習出前講座受講変更・取消届

年 月 日

（あて先）大阪狭山市教育委員会

団体（グループ）名

代表者氏名

年 月 日付けで通知のありました生涯学習出前講座の受講について、変更・取消したいので、大阪狭山市生涯学習出前講座実施要綱第 9 条の規定により次のとおり届け出ます。

内 容	
理 由	

大阪狭山市生涯学習出前講座受講決定取消通知書

大狭 第 号
年 月 日

団体（グループ）名

代表者 様

大阪狭山市教育委員会



次のとおり生涯学習出前講座の受講決定を取り消しましたので通知します。

講 座 名	
日 時	年 月 日（ ）
	午前 午後 時 分～ 午前 午後 時 分
会 場 名	
取 消 理 由	
備 考	

様式第5号（第12条関係）

（表）

年度 整理番号

大阪狭山市生涯学習出前講座受講報告書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市教育委員会

団体（グループ）名

代表者氏名

生涯学習出前講座を受講しましたので、大阪狭山市生涯学習出前講座実施要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

講 座 名					
日 時	年 月 日（ ）				
	午前 午後	時	分～	午前 午後	時 分
会 場 名					
講 師	所属				
	職名		氏名		
利用人数	男	人・女	人	合計	人
感 想 及 び ご 意 見					
	(裏面も記入可)				

※ 出前講座受講後2週間以内に、
まで提出してください。

(裏)

[illegible]